

平成 29 年度（2017 年度）第 6 回宝塚市人権審議会 会議録

1 開催日時 平成 30 年（2018 年）3 月 20 日（火） 14 時から 15 時 30 分まで

2 開催場所 上下水道局 3 階 第一会議室

3 出席者 委 員 21 名中 18 名出席
事務局 10 名出席

4 協議事項

- (1) パブリック・コメント意見に係る修正について
- (2) 第 3 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針策定に係る答申について
- (3) その他

5 内 容

事務局	それでは定刻となりましたので、ただ今から平成 29 年度（2017 年度）第 6 回宝塚市人権審議会を開催いたします。 委員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。 はじめに、本日の会議の成立についてですが、本日の委員出席者数は 18 名であり、定数が 21 名ですので過半数を超えており、宝塚市人権審議会規則第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それではこれからの議事進行につきましては、審議会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして、会長にお願いしたいと思います。
会長	あいさつ 傍聴希望者はありますか。
事務局	ありません。
会長	それではパブリック・コメント意見に係る修正から議論します。何か意見はございますか。
委員	意見番号 5 番（人権教育・啓発を実施する場に関する記述で、学校・地域・家庭・職場等が挙げられているが、そこに行政も追加する）に対する

回答は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第3条を理由に原案のとおりとしているが、これは的外れである。国の基本方針や県の指針では、各論の前に、全庁的な推進と併せて、人権に関わりの深い特定職業従事者への研修について述べられている。宝塚市の本方針では、各論の後の55頁に全庁的な推進体制のなかで、市職員への研修について述べられている。ここの記述を、各論の前に存在する意見番号5番の箇所に移動させたら良いのではないか。そうすれば、学校・地域・家庭・職場と並行して行政にも啓発していくという意味になる。

委員 実際には市職員は校区人権や人権文化センターの研修に参加している。実際にやっていることが書かれていないのはどうかと思うので、今の意見に賛成です。文章は整理が必要だと思いますが。

会長 事務局はどう思われますか。

事務局 市職員への啓発については、既述の「職場」に含まれるという理解でした。文章や記載場所を検討して、ご意見を取り入れさせていただきたいと思えます。

会長 それではよろしくお願いします。
他に意見はございますか。

副会長 意見番号15番（「えせ同和行為」の説明を詳しくする）に対する見直し結果について、「不当な利益や義務のないことを求める」という説明が加えられていますが、この表現は一般的には分かりづらい。法務省の表現だと思うが、わざわざこれをそのまま使う必要が本当にあるかなと思った。

会長 皆さんはどう思われますか。

副会長 皆さんが分かりやすいのであればあっても良いと思えます。

委員 確かに分かりづらく、イメージが湧かない。

副会長 この表現をなくすことによって、何か不都合はありますか。

事務局 ご意見を出された趣旨は、「高額な書籍を売りつけたりする」という例示

だけでは、「えせ同和行為」の中身がないのではないかということで、もう少し中身が分かるようにという趣旨でした。いただいた具体例等をまとめ
たうえで、このような形に修正させていただきました。今の表現が分かり
づらいということであれば、ご意見の趣旨からすれば、何か別の具体例を
入れる必要があると思います。

しかし、最も用いられるのが既述の高額書籍の売りつけであり、これ以
外の具体例記載は決めつけのような形にとられかねず、難しいと思われま
す。

会長 見直し結果の表現では、読み手が解釈しないといけなくなるので、原案
のとおりに戻すということではいかがでしょうか。

(一同異議なし。)

会長 では「原案のとおり」とします。
他に意見はございますか。

(一同意見なし。)

会長 それではパブリック・コメント意見に係る修正についての議論はこれに
て終了します。

続いてパブリック・コメント手続き以外での修正について議論します。
7番目の項目について、人数を数える時の「～名」と「～人」の使い分け
について教えてください。

事務局 過去に使い分けの議論がありましたが、明確な資料等をご用意できませ
んでしたので、今回は原案のまま「～名」を使用させていただきたいと思
います。

会長 他に全体を通して何かご意見ある方はいらっしゃいますか。

委員 13頁24行目に「人権を尊重する精神の涵養」という表現が用いられ
ていますが、こんな難しい言葉を使う必要があるのか。

委員 確かに分かりづらいので変更してほしいと思います。

事務局 「人権尊重の精神の涵養」という表現は、国の基本計画から引用し、第1次基本方針、第2次基本方針でも使用しています。また、さらに人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の第2条及び第6条に用いられておりますので、そのまま使用しております。この繋がりを今回の方針から断ち切ってしまうて良いのかという懸念があります。

会長 私は良いと思います。これは国ではなく宝塚市の方針ですから、合わせる必要はないと思います。

事務局 修正するということであれば、具体的にどういった表現が良いか今ここで決めておいたほうが良いと思いますのでお願いします。

副会長 「精神の涵養」を除き、「人権を尊重すること」で良いのではないのでしょうか。

会長 良いと思います。

事務局 次の文章は涵養を前提とした教育・啓発の文章になっていますので、単に「精神の涵養」を削除するだけでは文章が繋がらなくなってしまう。「精神の涵養」と同趣旨の言葉を補わなければなりません。

副会長 「人権を尊重する心と姿勢」でいかがでしょうか。

事務局 「精神」の言い換えはそれで良いとして、「涵養」の言い換えも必要になります。

会長 「人権を尊重する心と姿勢を育むこと」でいかがでしょうか。

(一同異議なし。)

会長 15頁の「涵養」はどうしましょう。

委員 こちらも「育むこと」でいかがでしょうか。

委員 「涵養」の同義語である「育成」はいかがのでしょうか。

委員 「向上」はいかがでしょうか。

(一同異議なし。)

会長 それでは「向上」への修正をお願いします。
他に意見はございますか。

委員 35頁の「エイジフレンドリーシティ」についての記述ですが、3行は少なすぎる。先日、エイジフレンドリーシティに関する講座に参加してきた。市民向けの講座が始まっているのに、簡素すぎる。

事務局 それについては、始まったばかりのもので、まだ担当課も協議している最中。現段階では書きづらい。今書いてある記述は、見た目は短いですが、内容としてはとても大きなものです。ここからどう膨らませていけるかは、今後にかかっている。今後は行動計画のほうでお示ししたいと思います。

委員 分かりました。

会長 他に意見はございますか。

(一同意見なし。)

会長 それでは一箇所だけ修正が出ましたが、それ以外はこれで決定となります。ありがとうございました。
では続いて答申について事務局から説明をお願いします。

事務局 (答申について説明。)

会長 ありがとうございました。

委員 答申の鑑に付け足してほしい内容があります。第一に「期限を5年にしたこと」。第二に「性的マイノリティを項目にあげたこと」。第三に「パブリック・コメントに関して関係団体に働きかけたということ」。第四に『同和問題』を『部落差別』に置き換えたこと。また、課題として、「内容の整理」、「審議会の回数不足」、「他の計画との整合性」も盛り込んでほしい。

会長 鑑の文章に入れることができるか分かりませんが、できなかった場合は、私が口頭で説明します。

委員 分かりました。

会長 それでは本日の審議会を終了します。ありがとうございました。